

平成18年6月9日

# 株主各位

大阪市中央区北浜二丁目4番6号

大阪証券金融株式会社

取締役社長 大津隆文

## 第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますからご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、来る平成18年6月26日（月曜日）午後5時20分までに当社に到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

日 時 平成18年6月27日（火曜日）午前10時  
会 場 大阪市中央区北浜二丁目4番6号 大証金ビルディング6階会議室  
会議の目的事項

- 報告事項
1. 第92期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第92期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

- 決議事項
- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 第92期利益処分案承認の件     |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件          |
| 第3号議案 | 取締役2名選任の件         |
| 第4号議案 | 退任取締役に退職慰労金贈呈の件   |
| 第5号議案 | 取締役および監査役の報酬額変更の件 |
| 第6号議案 | 補欠監査役1名選任の件       |

以 上

（当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。）

## 営業報告書（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

### 1 営業の概況

#### (1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調に推移する企業収益を背景に民間設備投資が引続き高水準となる中、個人消費や雇用情勢にも改善の動きが波及するなど、景気は着実な回復傾向を示しました。

株式市況につきましては、1万1千円台でスタートした日経平均株価は、米国株式相場の急落から一時弱含んだものの、その後は企業業績の本格回復による景気拡大期待や9月の衆院選での与党圧勝などから水準を切り上げる展開となり、年明け後は一時調整場面があったものの、年度末にかけては、日銀の量的緩和解除を好感してデフレ脱却期待が一段と高まり、5年7ヶ月ぶりに1万7千円台を回復しました。

この間、大阪市場における信用取引買残高は、4月中旬に2,000億円台を回復、その後も堅調な株式市況を映して増加基調で推移し、年明け後の2月中旬には3,432億円まで増加しましたが、年度末にかけてはやや水準を下げる展開となりました。

このような情勢下、証券金融業においては、貸借融資が順調に拡大する一方、一般信用取引向けの「信用サポートローン」の提携先拡大をはじめ、企業オーナー等を対象とした「ビジネスローン」やネット取引を中心とする「コムストックローン」の推進など証券・金融市場のニーズに対して迅速かつ積極的に対応し、また情報処理サービス業においては、教育機関など証券業界以外への事業展開も積極的に進めるなどグループの総力を挙げて企業経営に取組んでまいりました。この結果、当期の連結営業収益は、83億1千5百万円と前期比16億5千5百万円の増収となり、連結経常利益は当社および持分法適用会社の増益を主因に当社連結決算導入（平成10年度）以来のピークとなる26億1百万円と前期に比べほぼ倍増となりました。一方、連結当期純利益は1億8千1百万円と前期比7億9千1百万円的大幅減益となりましたが、これは関係会社株式120万株の売出しという特殊要因によるものであり、この影響を除いた実勢の連結当期純利益は16億6千7百万円となります。

(注) 当該株式の簿価は、単体決算上は取得価格（41円）であるため売却益が発生しましたが、連結決算上は一株当たり純資産額（1,740円）となり、売出し価格（822円）を下回るため売却損が発生したものであります。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりです。

#### <証券金融業>

##### 1 資金運用

###### 貸借取引貸付

貸借取引貸付におきましては、堅調な株式市況を映して、信用取引買残高が概ね増加基調で推移しましたことから、貸借取引貸付金（貸借取引借入有価証券代り金53億円を含む）の期中平均残高は前期に比べ582億円増の1,556億円となり、その収入も前期に比べ60.2%増収の9億5千7百万円となりました。

## 証券会社向け貸付

証券会社向け貸付の期中平均残高は、前期に比べ793億円増の1,196億円となり、その収入も前期に比べ3.0倍増収の9億1千4百万円となりました。これは一般信用取引の状況を反映して、これを資金面でバックアップする「信用サポートローン」残高が増加したことによるものであります。なお、「信用サポートローン」につきましては、ネット取引証券会社中心に現在6社（イー・トレード証券株式会社、リテラ・クレア証券株式会社、岩井証券株式会社、楽天証券株式会社、内藤証券株式会社、松井証券株式会社）と提携関係にあります。

## 一般投資家向け貸付（証券担保ローン）

一般投資家向け貸付におきましては、従来の店頭対面型に加え、顧客の利便性の高い非対面型や訪問型の営業に注力いたしました。非対面型においては、イー・トレード証券(株)との提携によるインターネット取引「コムストックローン・E\*トレード」を中心に積極的な営業展開を図ってまいりました。また訪問型の「ビジネスローン」についても、東京支社に専任部署を設けるなど態勢を強化して首都圏中心に営業活動を展開してまいりました。その結果、一般投資家向け貸付の期中平均残高は、前期に比べ23億円増の402億円となり、その収入も前期に比べ7.7%増収の14億7百万円となりました。

## 現金担保付有価証券貸借取引（株券・債券レボ取引）

レボ取引についてもこれを重要な資金運用の一つと位置付け、積極的な対応を図ってまいりましたが、株券レボ取引の大口契約剥落により期中平均残高は、前期に比べ784億円減の2,218億円となり、その収入も前期に比べ60.0%減収の2億5千4百万円となりました。

## 預金・有価証券運用

預金・有価証券運用におきましては、低金利下利回り重視の運用方針で臨んだことから、期中平均残高は、前期に比べ2億円減の504億円となりましたが、その収入は投資信託の利回り改善から前期に比べ2.4倍増収の1億1千9百万円となりました。

以上の結果、当社の資金運用平均残高は、前期に比べ612億円増の5,878億円となり、その収入も前期に比べ26.0%増収の36億5千2百万円となりました。

## 2 有価証券貸付

### 貸借取引

貸借取引貸付有価証券の期中平均残高は、前期に比べ31億円増の235億円となり、その収入も残高の増加に伴う貸借取引貸株料の増加を主因に、前期に比べ5.2%増収の3億9百万円となりました。

## 一般貸株

一般貸株におきましては、株式分割のつなぎ売りに伴う借入需要が活発となり、取扱額は前期に比べ3,849億円増の6,384億円となり、その収入は入札方式による貸株の実施に伴う貸株レートの上昇もあって前期に比べ2.9倍増収の5億4千4百万円となりました。

## 債券貸借取引

債券貸借取引におきましては、期中を通じて借入需要が盛り上がりならず、成約額は前期に比べ113億円減の1兆9,877億円となり、その収入は貸借期間の短期化もあり前期に比べ27.3%減収の7千9百万円となりました。

## <情報処理サービス業>

### 1 情報処理サービス

情報処理サービスにおきましては、大学入試業務の新規受託や受託範囲の拡大に加え、当社グループ会社からの受注増もあり、その収入は前期に比べ9.2%増収の23億8千9百万円となりました。

### 2 ソフトウェア開発

ソフトウェア開発におきましては、当社グループ会社に加え、金融機関等からの開発案件の増加を主因にその収入は前期に比べ36.4%増収の4億7千2百万円となりました。

## <不動産賃貸業・リース業>

不動産賃貸業におきましては、賃貸不動産にかかる家賃収入の減少から、その収入は前期に比べ2.1%減収の1億7千万円となりました。

また、リース業におきましても、当社グループ各社などに対するコンピューターおよびソフトウェア等のリース物件の減少により、その収入は前期に比べ38.8%減収の1億8千2百万円となりました。

## (2) 企業集団の事業別セグメント売上高

事業の種類別 セグメントの名称	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比増減( )	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減( )率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
証券金融業	3,611	54.2	4,831	58.1	1,220	33.8
情報処理サービス業	2,575	38.7	3,129	37.6	554	21.5
不動産賃貸業	174	2.6	170	2.1	3	2.1
リース業( )	298	4.5	182	2.2	115	38.8
合計	6,659	100.0	8,315	100.0	1,655	24.9

( ) 前連結会計年度まで「物品賃貸業」としておりましたが、当連結会計年度より名称を変更しております。

### (3) 企業集団が対処すべき課題

わが国経済は、好調に推移する企業業績を背景に、引続き景気拡大傾向が持続するものと期待されます。

当社が業務展開しております証券・金融市場においては、「貯蓄から投資へ」の流れが一段と加速していくものとみられます。また、証券決済制度改革の一環として、債券に続き、株券等の電子化が平成21年1月には全面実施が見込まれるなど当社を取り巻く環境変化は引続き大きいものがありますが、こうした動きは「証券のための金融、証券による金融」を使命とする当社にとりましては、企業経営上の大きなビジネスチャンスをもたらすものと言えます。

こうした中で一層の企業収益向上を図っていくためには、あらゆる環境変化に柔軟かつ的確に対応できる企業体質の構築がなによりも重要な課題と考えております。

今後の取組みといたしましては、株式現物取引の東京市場集中が進む中、貸借取引業務については、証券会社や投資家のニーズに応えるための改善策を引続き検討してまいります。

また、ネット取引証券会社中心に拡大基調にある一般信用取引については、当社の豊富な資金調達力を生かして証券会社を資金面から全面的にバックアップする「信用サポートローン」について、すでに6社と提携関係にありますが、今後とも利用証券会社の拡大と利便性の向上に努めてまいります。さらに証券担保ローンにおいては、個人投資家のネット取引拡大を踏まえ、非対面型取引である「コムストックローン」の新たな提携先証券会社の獲得に向け注力するとともに、企業オーナー等を主なターゲットとして首都圏中心に積極的な営業活動を展開しております「ビジネスローン」についても、新規顧客獲得のため証券会社等との幅広い業務提携を推進してまいります。

同時にリスク管理態勢および内部統制システムの整備も重要課題と認識し、その充実・強化に努めてまいります。

一方、情報処理サービス業におきましても、引続き証券界のみならず広く教育機関や一般事業法人等に対するシステム開発やアウトソーシングサービスの全国展開に注力するなど、今後とも当社を中核とするグループ各社の一層の連携強化を図りながら、さまざまなニーズに積極的に対応してまいりたいと考えております。

株主各位におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 89 期 (自平成14年 4月 1日 至平成15年 3月31日)	第 90 期 (自平成15年 4月 1日 至平成16年 3月31日)	第 91 期 (自平成16年 4月 1日 至平成17年 3月31日)	第92期(当期) (自平成17年 4月 1日 至平成18年 3月31日)
営 業 収 益	6,255 百万円	7,021 百万円	6,659 百万円	8,315 百万円
経 常 利 益	472 百万円	967 百万円	1,317 百万円	2,601 百万円
当 期 純 利 益 または純損失( )	527 百万円	586 百万円	973 百万円	181 百万円
1株当たり当期純利益 または純損失( )	13.23 円	13.76 円	23.92 円	2.82 円
総 資 産	507,342 百万円	653,822 百万円	533,455 百万円	824,091 百万円
純資産(株主資本)	31,317 百万円	32,525 百万円	33,090 百万円	33,743 百万円

- (注) 1. 当社は第91期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第89期および第90期の各数値は会計監査人および監査役の監査を受けていない連結計算書類に基づくものです。
2. 第90期の当期純利益計上は、第89期の投資有価証券評価損の解消によるものです。
3. 第91期の増益は、持分法適用会社である株式会社だいこう証券ビジネスの増益によるものです。
4. 第92期は、前記「企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 89 期 (自平成14年 4月 1日 至平成15年 3月31日)	第 90 期 (自平成15年 4月 1日 至平成16年 3月31日)	第 91 期 (自平成16年 4月 1日 至平成17年 3月31日)	第92期(当期) (自平成17年 4月 1日 至平成18年 3月31日)
営 業 収 益	3,623 百万円	3,575 百万円	3,611 百万円	4,831 百万円
経 常 利 益	479 百万円	649 百万円	633 百万円	1,690 百万円
当 期 純 利 益 または純損失( )	547 百万円	633 百万円	622 百万円	1,796 百万円
1株当たり当期純利益 または純損失( )	13.84 円	15.06 円	14.97 円	45.42 円
総 資 産	497,917 百万円	644,082 百万円	523,421 百万円	815,479 百万円
純資産(株主資本)	23,324 百万円	24,400 百万円	24,572 百万円	27,319 百万円

- (注) 1. 第90期から「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日法務省令第7号)に基づき従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
2. 第90期の当期純利益計上は、第89期の投資有価証券評価損の解消によるものです。
3. 第92期の増益は、貸付金利息の増収および関係会社株式売却益の計上によるものです。

## 2 会社の概況（平成18年3月31日現在）

### (1) 企業集団の主要な事業内容

#### 証券金融業

大阪証券金融株式会社（当社）は、証券取引法に基づく免許を受けた証券金融の専門機関であり、証券会社、金融機関、一般投資家等に対し現金・有価証券等を担保に資金または有価証券の貸付を行っております。

#### 資金運用

##### (イ) 貸借取引貸付

株式会社大阪証券取引所の取引参加者に対し、信用取引（買い）の決済に必要な資金を同取引所の決済機構を利用して貸し付けるものであります。

##### (ロ) 証券会社向け貸付

証券会社に対し、営業に伴って必要とする運転資金および公社債の引受、売買に伴って必要とする資金を貸し付けるものであります。

##### (ハ) 一般投資家向け貸付（証券担保ローン）

一般投資家に対し、株式および公社債の購入、保有等のために必要とする資金を貸し付けるものであります。

##### (ニ) 現金担保付有価証券貸借取引（株券・債券レポ取引）

当社が証券会社および金融機関等から株券または債券の借入れを行い、担保金の差入れを行う（付利金利を徴収する）ものであります。

##### (ホ) 預金・有価証券運用

効率的な資金運用を目的に、一定の基準に基づき有価証券等への運用を行うものであります。

#### 有価証券貸付

##### (イ) 貸借取引

株式会社大阪証券取引所の取引参加者に対し、信用取引（売り）の決済に必要な有価証券を同取引所の決済機構を利用して貸し付けるものであります。

##### (ロ) 一般貸株

証券会社に対し、売買等に伴って必要とする株券等を貸し付けるものであります。

##### (ハ) 債券貸借取引

証券会社および金融機関等に対し、売買等に伴って必要とする債券を貸し付けるものであります。

#### 情報処理サービス業

大阪電子計算株式会社（連結子法人等）では、関係会社ほか一般事業法人等に対する情報処理サービス業務、ソフトウェア開発業務およびOA機器販売業務等を行っております。

#### 名義書換代理人業

株式会社だいこう証券ビジネス（関連会社）では、株式発行会社の株式名義書換代理人業務、金融機関等のバックオフィス業務および法人・個人向けの融資業務等を行っております。

#### 不動産賃貸業およびリース業

株式会社大証金ビルディング（連結子法人等）では、関係会社等に対する不動産賃貸業務、リース業務等を行っております。

株式会社だいこうエンタープライズ（関連会社）では、関係会社等に対する不動産の賃貸および管理業務を行っております。

(2) 企業集団の主要な事業所

当 社	本 店	大阪市中央区北浜二丁目4番6号
	東 京 支 社	東京都中央区日本橋二丁目15番3号
	広 島 支 店	広島市中区紙屋町一丁目3番2号
大 阪 電 子 計 算 株 式 会 社	本 社	大阪市中央区北浜二丁目4番6号
	東 京 支 店	東京都中央区新川一丁目28番25号
株式会社だいこう 証券ビジネス	本 社	大阪市中央区北浜二丁目4番6号
	東 京 本 部	東京都中央区日本橋兜町14番9号
株式会社大証金ビルディング		大阪市中央区北浜二丁目4番6号
株式会社だいこうエンタープライズ		東京都中央区日本橋兜町14番9号

(注) 当社東京支社は、平成17年10月に東京都中央区日本橋兜町13番1号から上記住所に移転しました。

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	94,500千株
発行済株式の総数	38,500千株
株 主 数	4,653名
大 株 主	

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
株式会社だいこう証券ビジネス	4,299 千株	11.1 %	3,876 千株	23.2 %
株式会社大阪証券取引所	2,293	5.9	[ 700 株 ]	0.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,113	5.4		
野村ホールディングス株式会社	2,000	5.1	84	0.0
株式会社みずほコーポレート銀行	1,666	4.3		
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,666	4.3		
株式会社りそな銀行	1,666	4.3		
株式会社三井住友銀行	1,665	4.3		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,343	3.4		
バンクオブニューヨーク・シー・エムクライアント アカウンツ・アイエス・ジー	1,149	2.9		

- (注) 1. 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式527.65株（出資比率0.0%）を所有しております。
2. 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行の持株会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式163.06株（出資比率0.0%）を所有しております。
3. 当社は、株式会社りそな銀行の持株会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式2,000.65株（出資比率0.0%）を所有しております。
4. 当社は、株式会社三井住友銀行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式611.22株（出資比率0.0%）を所有しております。



(4) 自己株式の取得、処分等および保有

取得株式

普通株式 17,016株

取得価額の総額 9,753千円

処分株式

普通株式 3,180株

処分価額の総額 2,024千円

決算期における保有株式

普通株式 469,362株

(5) 企業集団および当社の従業員の状況

企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
171名	

(注) 上記従業員のほかに、人材会社からの派遣社員92名を受け入れております。

当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	45名	2名 減	42歳4月	17年10月
女 性	20名	1名 減	33歳5月	12年10月
合計または平均	65名	3名 減	39歳7月	16年3月

(注) 上記従業員のほかに、人材会社からの派遣社員13名を受け入れております。

## (6) 企業結合の状況

## 重要な子法人等および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
(子法人等) 株式会社 大証金ビルディング	60 百万円	100 %	不動産の賃貸業務、リース業務等
(子法人等) 大阪電子計算株式会社	30	50	情報処理サービス業務、ソフトウェア開発業務等
(関連会社) 株式会社 だいこう証券ビジネス	5,795 百万円	23 % ( 0 )	名義書換代理人業務、バックオフィス業務、融資業務等
(関連会社) 株式会社 だいこうエンタープライズ	50	30 (30)	不動産の賃貸・管理業務等

(注) 「当社の出資比率」欄の( )内は、間接所有割合であります。

## 企業結合の成果

連結子法人等は、株式会社大証金ビルディングおよび大阪電子計算株式会社の2社であります。

また、持分法適用会社は、株式会社だいこう証券ビジネスおよび株式会社だいこうエンタープライズの2社であります。

当期の連結営業収益は83億1千5百万円(前期比24.9%増)、連結当期純利益は1億8千1百万円(前期比81.3%減)であります。

## (7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額	借入先が有する当社の株式数および出資比率	
中央三井信託銀行株式会社	81,000 百万円	12 千株	0.0 %
株式会社三菱東京UFJ銀行	76,500	1,666	4.3
株式会社みずほコーポレート銀行	70,000	1,666	4.3
株式会社新生銀行	41,000		
株式会社りそな銀行	15,000	1,666	4.3
株式会社あおぞら銀行	14,000		

(8) 取締役および監査役

取締役社長	大津隆文
専務取締役(総括、検査室担当)	鈴木茂
常務取締役(資金証券部、企画総務部担当 経理関係 )	中川淳一
常務取締役(企画総務部担当 経理関係を除く )	竹内康夫
常務取締役(営業部担当)	岡田耕治
取締役	久場直美
取締役(株式会社大阪証券取引所取締役社長)	米田道生
取締役(光証券株式会社取締役会長)	森中蕃
取締役	神崎健一
取締役	栗山 勁
常任監査役(常勤)	伊藤俊示
監査役	吉富啓祐
監査役	土田 進

- (注) 1. 印は代表取締役であります。
2. 取締役 米田道生、森中 蕃、神崎健一、栗山 勁の各氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. 監査役 吉富啓祐、土田 進の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
4. 当期中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- (1) 就任  
平成17年6月28日開催の第91回定時株主総会において、神崎健一、栗山 勁の両氏は取締役新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 退任  
平成17年6月28日開催の第91回定時株主総会終結のときをもって、取締役 徳岡宏信、長岡壽男の両氏は、任期満了となり退任いたしました。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	19,700千円
上記の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律 第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	17,700千円
上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	10,200千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

## 連結貸借対照表(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	791,208,805	流動負債	782,361,958
現金および預金	15,769,112	コールマネー	229,800,000
売掛金	704,479	売渡手形	82,500,000
有価証券	29,291,941	短期借入金	327,678,000
貸付金	317,098,800	コマーシャル・ペーパー	43,500,000
借入有価証券代り金	423,139,804	未払法人税等	1,114,997
繰延税金資産	187,930	賞与引当金	195,764
その他	5,066,934	貸借取引担保金	4,366,384
貸倒引当金	50,196	信用サポートローン担保金	2,780,207
固定資産	32,882,781	貸付有価証券代り金	88,588,279
有形固定資産	1,081,417	損害補償損失引当金	35,823
建物および構築物	563,882	その他	1,802,501
リース資産	78,642	固定負債	7,467,921
土地	173,907	長期借入金	4,900,000
建設仮勘定	99,761	退職給付引当金	925,771
その他	165,224	役員退職慰労引当金	590,378
無形固定資産	1,155,858	繰延税金負債	958,758
投資その他の資産	30,645,506	その他	93,014
投資有価証券	30,073,242	負債合計	789,829,880
繰延税金資産	234,363	少数株主持分の部	
その他	425,943	少数株主持分	517,997
貸倒引当金	88,042	資本の部	
資産合計	824,091,587	資本金	3,500,000
		資本剰余金	1,731,248
		利益剰余金	26,798,639
		株式等評価差額金	2,314,454
		自己株式	600,633
		資本合計	33,743,709
		負債・少数株主持分および資本合計	824,091,587

連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金	額	
経業	営業収益		8,315,107	
	貸付金利息	3,247,241		
	借入有価証券代り金利息	286,847		
	預金利息	11,467		
	有価証券利息	107,617		
	受取手数料	244,604		
	有価証券貸付料	934,310		
	業務受託収入	2,861,316		
	その他	621,701		
	営業費用		3,682,253	
常損益	借入金支払利息	190,900		
	コマーシャル・ペーパー利息	21,444		
	貸付有価証券代り金利息	25,509		
	有価証券借入料	544,994		
	支払手数料	813,777		
	その他	2,085,627		
	販売費および一般管理費		2,386,046	
	営業利益		2,246,807	
	益	営業外収益		365,835
		受取利息	3,841	
受取配当金		43,574		
持分法による投資利益		307,446		
その他		10,972		
営業外費用		10,794		
支払利息	122			
その他	10,671			
経常利益		2,601,848		
特別損益	特別利益		192,621	
	貸倒引当金戻入	13,733		
	有形固定資産売却益	178,887		
	特別損失		1,120,262	
	関係会社株式売却損	1,100,580		
有形固定資産除却損	16,425			
有形固定資産売却損	3,257			
税金等調整前当期純利益		1,674,207		
法人税、住民税および事業税		1,273,388		
法人税等調整額		80,086		
少数株主利益		138,872		
当期純利益		181,859		

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 1 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 連結の範囲に関する事項  
連結子法人等の状況
  - ・連結子法人等の数 2社
  - ・連結子法人等の名称 株式会社大証金ビルディング、大阪電子計算株式会社
- 3 持分法適用に関する事項  
持分法適用の非連結子法人等または関連会社の状況
  - ・持分法適用関連会社の数 2社
  - ・持分法適用関連会社の名称 株式会社だいこう証券ビジネス、株式会社だいこうエンタープライズ
- 4 連結子法人等の事業年度等に関する事項  
連結子法人等の事業年度は、連結決算日と同一であります。
- 5 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法  
その他有価証券  
時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの…移動平均法による原価法
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法  
有形固定資産  
定率法を採用しております。  
なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、一部陳腐化の著しい有形固定資産については、見積耐用年数によっております。  
無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - (3) 重要な引当金の計上基準  
貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
賞与引当金  
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。  
退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
損害補償損失引当金  
連結子法人等1社では、損害補償の支払いに備えるため、その損失見込額を計上しております。

- (4) 重要なリース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法  
ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。  
ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段...金利スワップ  
ヘッジ対象...借入金の利息  
ヘッジ方針  
リスク管理に関する内部規定およびリスク管理委員会における決裁に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲でヘッジしております。  
ヘッジ有効性評価の方法  
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項  
消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。  
ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。
- 6 連結子法人等の資産および負債の評価に関する事項  
連結子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- 7 連結調整勘定の償却に関する事項  
該当事項はありません。

#### 会計方針の変更

「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を当連結会計年度から適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

#### 連結貸借対照表注記

- 1 有形固定資産の減価償却累計額 2,576,953千円
- 2 担保に供している資産 有価証券 26,395,981千円 投資有価証券 18,249,829千円
- 3 受入担保有価証券の時価は672,283,950千円、このうち貸付有価証券が20,517,811千円、再担保差入有価証券が26,613,610千円、手許保管有価証券が625,152,528千円
- 4 消費貸借契約により借り入れている有価証券の時価は566,501,251千円、このうち貸付有価証券が115,837,040千円、再担保差入有価証券が131,907,360千円、手許保管有価証券が318,756,851千円
- 5 投資有価証券のうち、消費貸借契約による貸付有価証券の時価は3,978,200千円

#### 連結損益計算書注記

1 株当たり当期純利益 2 円82銭

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月12日

大阪証券金融株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鳥 家 秀 夫 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 岡 本 高 郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 竹 伸 幸 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、大阪証券金融株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第92期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い大阪証券金融株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 連結計算書類に係る監査役会監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第92期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

#### 2 監査の結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年5月19日

大阪証券金融株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 伊藤俊示 ⑩

監査役 吉富啓祐 ⑩

監査役 土田進 ⑩

(注) 監査役 吉富啓祐および監査役 土田進は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役ではありません。

貸借対照表(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	789,205,774	流動負債	781,488,131
現金および預金	14,682,592	短期借入金	229,800,000
有価証券	29,291,941	マルネ形金	82,500,000
貸借取引貸付金	157,064,523	コーポレート・バ	327,678,000
信用サポートローン	109,036,224	未払法人税等	43,500,000
一般貸付金	50,993,242	未払引当金	1,000,232
前払費用	26,595	賞与引当金	829,911
借入有価証券代り金	423,139,804	借取引当金	118,156
繰延税金資産	143,005	信用サポートローンの担保金	80,000
その他	4,873,844	貸付有価証券代り金	4,366,384
貸倒引当金	46,000	貸付有価証券の引当金	2,780,207
固定資産	26,273,655	固定負債	88,588,279
有形固定資産	302,043	長期借入金	84,867
建物	67,881	退職給付引当金	162,090
備品および器具	90,868	繰延税金の引当金	6,671,924
土地	33,030	その他負債	4,900,000
建設仮勘定	110,262	負債合計	403,000
無形固定資産	848,880	資本の部	409,116
ソフトウェア	610,088	資本	958,758
ソフトウェア仮勘定	235,560	資本金	1,050
電話加入権	3,232	利益剰余金	3,500,000
投資その他の資産	25,122,731	利益剰余金	1,731,248
投資有価証券	24,189,742	利益剰余金	1,729,766
関係会社株式	234,721	利益剰余金	1,481
長期貸付金	584,922	利益剰余金	1,481
その他の金	201,345	利益剰余金	20,267,562
貸倒引当金	88,000	利益剰余金	774,100
資産合計	815,479,430	利益剰余金	17,224,000
		利益剰余金	1,144,000
		利益剰余金	16,080,000
		利益剰余金	2,269,462
		利益剰余金	1,959,503
		利益剰余金	138,939
		利益剰余金	27,319,375
		負債・資本合計	815,479,430

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 有形固定資産の減価償却累計額..... 316,834千円  
 3. リースにより使用する重要な固定資産  
 貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ機器およびその周辺機器についてはリース契約により使用しております。  
 4. 担保に供している資産  
     有価証券..... 26,395,981千円      投資有価証券..... 12,520,050千円  
     関係会社株式..... 159,704千円  
 5. 受入担保有価証券の時価は 672,283,950千円、このうち貸付有価証券が 20,517,811千円、再担保差入有価証券が 26,613,610千円、手許保管有価証券が 625,152,528千円  
 6. 消費貸借契約により借り入れている有価証券の時価は 566,501,251千円、このうち貸付有価証券が 115,837,040千円、再担保差入有価証券が 131,907,360千円、手許保管有価証券が 318,756,851千円  
 7. 投資有価証券のうち、消費貸借契約による貸付有価証券の時価は 3,978,200千円  
 8. 関係会社に対する短期金銭債権 4,967,226千円、長期金銭債権 542,048千円、短期金銭債務 23,491千円、長期金銭債務 1,050千円  
 9. 役員退職慰勞引当金は商法施行規則第43条の引当金であります。  
 10. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価評価に伴う純資産額が 1,959,503千円あります。

損益計算書 (自 平成17年4月1日  
平成18年3月31日)  
(単位：千円)

科 目		金 額	
経常損益	営業収益		4,831,867
	貸付金利息	3,247,019	
	借入有価証券代り金利息	286,847	
	受取手数料	244,604	
	有価証券貸付料	934,310	
	その他	119,084	
	営業費用		1,080,983
	借入金支払利息	190,900	
	コマーシャル・ペーパー利息	21,444	
	貸付有価証券代り金利息	25,509	
有価証券借入料	544,994		
支払手数料等	298,134		
一般管理費		2,223,184	
営業利益		1,527,699	
営業外損益	営業外収益		173,003
	受取利息	12,325	
	株式配当金	126,702	
	失念株配当金	3,352	
	その他	30,622	
営業外費用		10,671	
その他	10,671		
経常利益			1,690,031
特別損益	特別利益		1,130,597
	関係会社株式売却益	937,975	
	有形固定資産売却益	178,887	
	貸倒引当金戻入	13,733	
	特別損失		7,273
有形固定資産除却損	4,015		
有形固定資産売却損	3,257		
税引前当期純利益			2,813,355
法人税、住民税および事業税			988,030
法人税等調整額			28,734
当期純利益			1,796,590
前期繰越利益			472,872
当期末処分利益			2,269,462

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業収益 14,637千円

営業費用 549,724千円

営業取引以外の取引高 602,269千円

3. 1株当たり当期純利益 45円42銭

## 重要な会計方針

### 1 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

### 2 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、一部陳腐化の著しい固定資産については、見積耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 5 重要なヘッジ会計の方法

### ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金の利息

### ヘッジ方針

リスク管理に関する内部規定およびリスク管理委員会における決裁に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲でヘッジしております。

### ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しておりません。

## 6 消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

## 7 商法施行規則第48条第1項の「関係会社特例規定」を適用しております。

### [ 会計方針の変更 ]

「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を当事業年度から適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

## 利 益 処 分 案

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	2,269,462,962 <sup>円</sup>
これを次のとおり処分します。	
株 主 配 当 金 1 株 に つ き 14 円 (普通配当 6 円、特別配当 8 円)	532,428,932
役 員 賞 与 金 (う ち 監 査 役 分)	69,000,000 (6,900,000)
配 当 準 備 積 立 金	100,000,000
別 途 積 立 金	500,000,000
次 期 繰 越 利 益	1,068,034,030

独立監査人の監査報告書

平成18年5月12日

大阪証券金融株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鳥 家 秀 夫 ㊟  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 岡 本 高 郎 ㊟  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 小 竹 伸 幸 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、大阪証券金融株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第92期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第92期営業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

### 1 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および支社、支店において実地調査を行い、子会社に対し定期的に営業の報告を求めました。また、会計監査人から随時監査に関する報告を受け、計算書類等につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益の供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

### 2 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案については、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益の供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月19日

大阪証券金融株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 伊藤 俊 示 ⑩

監 査 役 吉 富 啓 祐 ⑩

監 査 役 土 田 進 ⑩

(注) 監査役 吉富啓祐および監査役 土田 進は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 第92期利益処分案承認の件

本議案の内容は、22頁に記載のとおりであります。

当期の利益処分につきましては、株主様への利益還元重視の観点から、安定的な利益配当の維持に努め、配当性向30%を基準に増配するとの方針に基づき、あわせて企業体質強化のため内部留保の充実に意を用い、株主配当金につきましては、普通配当を前期と同じく1株につき6円とし、これに8円の特別配当を加え、1株につき14円といたしたいと存じます。

なお、役員賞与金につきましては、取締役10名に対し62,100千円、監査役3名に対し6,900千円の計69,000千円とさせていただきますと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

株主総会においてより充実した情報開示を行うための、株主総会参考書類等のインターネット開示制度(変更案第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供))、およびより迅速な意思決定を行うための、取締役会の決議の省略(変更案第29条(取締役会の決議の省略))を採用し、単元未満株式の権利を明確にするための規定(変更案第10条(単元未満株式についての権利))の新設、および株主総会の適正な運営を図るため、株主総会に出席することができる代理人の数を制限するための規定(変更案第19条(議決権の代理行使))の変更であります。

社外取締役および社外監査役にふさわしい人材の招聘を容易にするため、その賠償責任の限定契約を締結できるよう、変更案第30条(社外取締役の責任限定契約)ならびに変更案第38条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。なお、社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設については、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされる事項について、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行うものであります。

その他、旧商法上の条文・用語を会社法の相当条文・用語に変更し、一部表現の変更、字句の修正および条数等の変更を行うものであります。

- (2) 公告の方法について、周知性の向上および経費削減を図るため、現行定款第4条(公告の方法)につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (3) 株主様への利益配分の機会を充実させるため、中間配当制度を導入することとし、変更案第42条(中間配当)を新設するものであります。

## 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、大阪証券金融株式会社と称し、英文ではOsaka Securities Finance Company, Ltd. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 証券取引所の取引参加者に対し、信用取引等の決済に必要な金銭または有価証券を、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務</p> <p>(2) 証券会社またはその顧客に対し金銭を貸し付ける業務(第 1 号に掲げる業務を除く)</p> <p>(3) 有価証券の担保を徴して金銭を貸し付ける業務(第 1 号および第 2 号に掲げる業務を除く)</p> <p>(4) 有価証券の貸借(第 1 号に掲げる業務を除く)または有価証券の貸借の媒介もしくは代理業務</p> <p>(5) 有価証券の受渡に関する代理業務</p> <p>(6) 有価証券の保管に関する業務</p> <p>(7) 有価証券または各種債権の取得または譲渡</p> <p>(8) 国債の元金支払の代理業務</p> <p>(9) その他前各号の業務に附帯または関連する業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>[新設]</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 [現行どおり]</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 [現行どおり]</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 [現行どおり]</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、大阪市において発行される産業経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式 (株式の総数) 第5条 当会社が発行する株式の総数は、9,450万株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>[新設] (自己株式の取得) 第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。 (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。 2 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</p> <p>[新設]</p>	<p>(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行される産業経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、9,450万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。 2 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会において権利を行使できる株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議をもってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集する。</p> <p>2 前項のほか、必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>[削除]</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 [現行どおり]</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(議長) 第13条 株主総会の議長は、社長がこれにあたり、社長に差支えあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、<u>当会社の議決権を行使できる他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証する書面を当会社に差し出さなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第16条 当会社の取締役は、13名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第17条 取締役は、<u>株主総会で選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>	<p>(議長) 第16条 〔現行どおり〕</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 〔現行どおり〕</p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第18条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を定める。<u>代表取締役は、各自会社を代表する。ただし、証券会社の役員または従業員である者は、代表取締役となることができない。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議をもって取締役の中から会長、社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(取締役の補欠の選任)</p> <p>第21条 取締役に欠員を生じても、法定の員数を欠かない場合には、補欠選任を行なうことができる。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に差支えあるときは、代表取締役の1人がこれに代わり、代表取締役全員に差支えあるときは、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</p>	<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。ただし、証券会社の役員または従業員である者は、代表取締役となることができない。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役の中から会長、社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役の補欠の選任)</p> <p>第25条 取締役に欠員を生じても、法定の員数を欠かない場合には、補欠選任を行なうことができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第27条 [現行どおり]</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第28条 [現行どおり]</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行なう。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、その決議をもって相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第27条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 <u>監査役は、株主総会で選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>(常勤の監査役および常任監査役)</p> <p>第29条 <u>監査役はその互選をもって、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>2 <u>監査役はその互選をもって、常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第31条 <u>取締役会は、その決議によって相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 〔現行どおり〕</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあつた株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することができる。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>〔削除〕</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>〔新設〕</p> <p>(監査役の補欠の選任) 第31条 監査役に欠員を生じても、法定の員数を欠かない場合には、補欠選任を行なわないことができる。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第32条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</p> <p>〔新設〕</p> <p>(監査役会の招集) 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p> <p>第6章 計算 (営業年度および決算期) 第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(株主配当金) 第36条 当社の株主配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。ただし、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領のないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>〔新設〕</p>	<p>3 法令に定める監査役の員数を欠くこととなるときに備えて選任された補欠の監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役の補欠の選任) 第36条 監査役に欠員を生じても、法定の員数を欠かない場合には、補欠選任を行なわないことができる。</p> <p>(監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役の責任限定契約) 第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役会の招集) 第39条 〔現行どおり〕</p> <p>〔削除〕</p> <p>第6章 計算 (事業年度) 第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当) 第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>



現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>〔新設〕</p> <p><u>附則</u> 第30条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</p>	<p><u>(配当金の除斥期間)</u> 第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>〔削除〕</p>

### 第3号議案 取締役2名選任の件

取締役 竹内康夫氏は本総会終結のときをもって辞任されます。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、新たに取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
1	西 山 剛 (昭和30年12月28日生)	昭和53年4月 当社入社 平成14年6月 当社資金証券部長 平成17年6月 当社企画総務部長現在に至る	3,250株
2	加 藤 巖 (昭和25年3月24日生)	昭和48年4月 大阪証券代行株式会社(現株式会社だいこう証券ビジネス)入社 平成13年6月 同社取締役執行役員企画開発部長就任 平成15年6月 同社常務取締役就任現在に至る 平成16年6月 株式会社だいこうエンタープライズ取締役就任現在に至る	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 加藤 巖氏は社外取締役候補者であります。

#### 第4号議案 退任取締役にて退職慰労金贈呈の件

本総会終結のときをもって取締役を辞任されます竹内康夫氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に基づき、従来慣行を勘案のうえ、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期および方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
竹 内 康 夫	平成10年6月 当社取締役就任 平成13年6月 当社常務取締役就任現在に至る

#### 第5号議案 取締役および監査役の報酬額変更の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、平成3年6月27日開催の第77回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額152百万円以内、監査役の報酬額を年額38百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、会社法施行に伴い、役員賞与が役員の報酬等に含まれることとなりましたので、賞与相当枠として取締役分81百万円、監査役分9百万円の合計90百万円を増額し、取締役の報酬額を年額233百万円以内、監査役の報酬額を年額47百万円以内に変更させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従前どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は10名、監査役の員数は3名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は11名となります。

#### 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、2年以内の最終の株主総会開始の時までとするとともに、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
川 口 伸 也 (昭和39年9月10日生)	平成5年4月 司法修習生採用 平成7年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)現在に至る	0株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

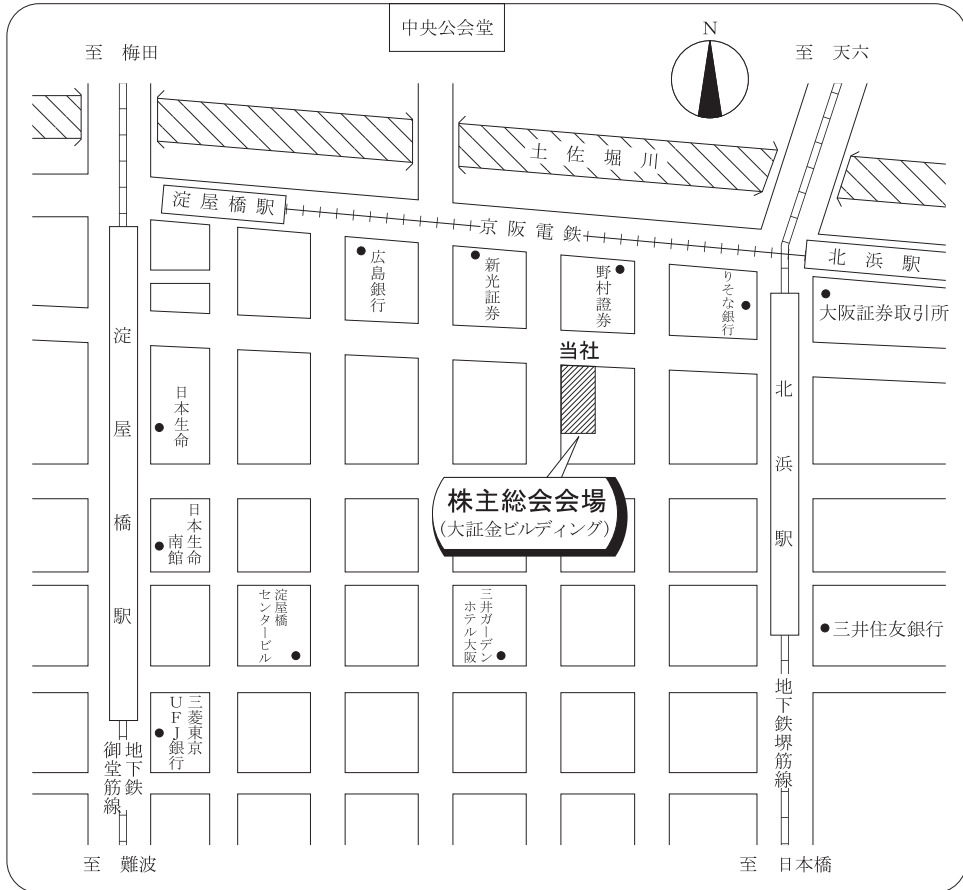
2. 川口伸也氏は社外監査役の要件を満たしております。

以 上



# 株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区北浜二丁目4番6号  
大証金ビルディング6階 会議室



交通機関 京阪電鉄「北浜駅」下車 徒歩約5分  
地下鉄(堺筋線)「北浜駅」下車 徒歩約5分  
地下鉄(御堂筋線)「淀屋橋駅」下車 徒歩約10分

なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承  
下さいますようお願い申し上げます。